**○**府税事務所へお越しの際はまず総合受付窓口へ

　　受付内容

* 法人の申告書等の受付
* 納税証明書の交付請求書の受付
* 自動車税減免申請書の受付　など

民間委託先の職員が対応いたします。個別の相談については、担当課をご案内します。

※総合受付窓口は各府税事務所の１階入口付近に設置しています。

中央府税事務所については地下１階（道路側（谷町筋）からは地上面）、

なにわ北・泉北府税事務所については、２階となります。

※納税証明書や自動車税の納付書を請求されるときは、１７時３０分までにお越しください。

※申告されてから１週間以内に納税証明書を請求されるときは、お手数ですが、申告書の控えと領収証を

お持ちください。

**○**　自動車税納税確認の電子化により、納税証明書の再交付手続が不要になります！

平成27年10月から、大阪府と運輸支局との間で電子的に自動車税の納税情報を確認する仕組みが構築

されます。

・　車検を受ける際に自動車税の納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示を省略することが

できるようになります。

・　納税証明書を紛失した場合の再交付手続が不要となります。

※　自動車税に未納があると、これまでどおり車検を受けることはできません。

※　運輸支局への納税情報の提供には自動車税の納税後おおむね10日程度かかりますので、その間に車検を

受けられる方等は、これまでと同様に紙ベースでの自動車税納税証明書の提示が必要となります。

府税事務所に総合受付窓口を設置しています

eLTAXを利用すると、申告などがインターネットで簡単、便利に！

**■　地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）とは・・・**

地方公共団体の窓口に行く必要がなく、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告等の手続きができる便利なシステムのことです。

　　このシステムを利用すれば、複数の地方公共団体への申告をまとめて１回のデータ送信で行うことができます。

**■　ご利用できること**

* 法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税の申告、申請・届出
* 法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告
* 特別徴収にかかる給与支払報告書等の提出

**■　ご利用できる方**

* 上記項目に係る申告手続きを行う納税者の方
* 税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方

利用手続等の詳細については、ｅＬＴＡＸホームページ（http://www.eltax.jp/）又は府税のホームページ「府税あらかると」（http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/denshi.html）をご覧ください。